

派遣労働者の同一労働同一賃金に関する報告等に係るスケジュール

6月末

事業報告書の労働局への提出期限

(※) 事業報告書：労働者派遣法では派遣元事業主に対し、それぞれの事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。労使協定方式を選択している場合には、労使協定書を添付することが必要。令和4年6月末が提出期限。

9月目途

労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額に係る通知の公表

12月～1月

労働者派遣事業報告書に添付される労使協定書の賃金等の記載状況について

(公表項目)

- ①選択している待遇決定方式 ②労使協定書の賃金状況（職業別）
- ③能力・経験調整指数の選択状況 ④地域指数の選択状況 ⑤通勤手当の支給状況
- ⑥退職手当の支給状況 ⑦昇給規定等の状況 ⑧締結主体・有効期間

年度末

事業報告書の集計結果公表

(公表項目)

- ①全派遣労働者のうち、協定対象派遣労働者の割合
- ②協定対象派遣労働者の賃金（業務平均）